

小山路男先生 (1921-95) を悼む

宮澤 健一

前所長小山路男先生は、1995年1月10日、心筋梗塞で急逝された。まったく突然の逝去であり、痛恨のきわみである。

1950年、横浜市立大学の経済研究所助教授に就任後、56年の右肺葉切除の療養生活を挟んで64年に教授に昇任、1966年には社会保障研究所の専門委員として早くから研究所の活動に参画された。1976年、上智大学教授に転ぜられて後も研究所への協力は続けられ、81年、理事ののち、1986年、福武直先生の後を受けて第四代所長に就任されて1990年3月までその任に当たられ、その後、顧問に就任された。

先生の業績は、10指にのぼる編著・共編・監修を別として単行著書でみると、1962年の『イギリス救貧法史論』（日本評論新社）からスタートし、1969年の『現代医療保障論』（社会保険新報社）、そして社会福祉選書中の一巻、1978年の『西洋社会事業史』（光生館）へと引き継がれている。

およそ、社会保障の本格的研究には、一方で社会保障の思想と理論、他方で社会保障の制度と実際、その両面が必要だが、小山前所長の諸著作はこの課題への接近視角をよく表わしているように思える。

苦心の処女作『イギリス救貧法史論』における、「救貧法から社会保障へ」という問題設定は、当時支配的な思想と発想の潮流において、先見性をもっていたといえよう。また『現代医療保障論』は、当時の医療保険をめぐる制度論の諸研究が集大成されたものだが、先生はすでに1961年から「横浜市国民健康保険運営協議会」の公益代表委員として制度づくりに参加され、同協議会に始まるその後の各種委員会や審議会での経験と実際感覚が、論作の基調に反映されているのは貴重である。

小山先生の研究活動を性格づけるには、その当時から近年に至るまでの社会保障展開の時代背景の流れのなかに、その活動を置いてみるのが一法である。1995年1月13日の護国寺桂昌殿での葬儀の日、わたくしは「弔辞」でお別れの言葉を申し述べたが、そこからの引

用によってこの側面を要約したい。

* * *

……先生が横浜市立大学の教授から1976年、上智大学教授に転ぜられ、1986年、社会保障研究所の所長にご就任される直前の、一年ほど前に書かれた論文「社会保障研究の20年」（1985）のなかで先生は、「私が社会保障の研究を始めたころは、資料や文献も乏しく、研究者の層も薄かった」と記しておられます。たしかに、わが国の社会保障研究のスタートにおいて、一方で、社会保障の指導的な専門学者は乏しく、「社会政策」の立場の論者や、イデオロギー先行型の発想が、その主流をなしていました。これに対して、他方の実務面の側では、実務担当の官庁スタッフを中核に、制度の設計と導入、実施の具体面が進められておりました。

こうして、理論面と実際面と二つの潮流は、相互に分断されたまま、別個の流れをなして交わることなく進行する、という状況が支配的となっていたといえましょう。そうした時代の問題状況のなかで、今日的な正統的な社会保障論の先駆的な研究と、その導入・定着をはかり、いま申した分裂の流れを変更させることに貢献されたのが、小山先生の業績の一つであったといえると存じます。この流れの変容のもとで、学者的発想と実際的発想との、本来の意味での交流と連結が生まれました。それは、あるいは審議会や委員会での討議や提案を通じて、またあるいは、専門誌や一般誌での執筆・評論活動を通じて、進められます。日本の社会保障の研究と制度とは、こうして一つの軌道に乗り、展開を続けることになったのであります。

先生の所長在任時代は、こうした時代背景のうえに、さらにもう一つの展開動向が累加されていた時代でありました。それは、高度成長期の終焉とともに、当時の社会保障制度を将来にそのまま延長していくことは、耐えがたい負担を、現世代、さらに後代の世代に残すことが、強い懸念としてクローズアップされたのです。いわゆる「福祉の見直し」の季節であります。

これにどう対処すべきであるか。小山先生が書かれた別の文章「社会保障の再構築」(1986)では、問題の性格と方向とが示されています。いわく「過去10年にわたって、社会保障の見直しが行われ、当面考えられる対策は出尽くした感がある。……ただこの場合、われわれは社会保障とはそもそも何かを問い直す必要があると思う」と。

では、その問い直しをどう立てるか。またそのベースをどこに置くべきでしょうか。先生の文章は、次の一文で結ばれています。すなわち、「目まぐるしい状況の変化を、基本論として受け止めないと、学問的研究とはいえないのである」。この「基本論としての受け止め」という一句は、今日でも、あるいは問題の錯綜度が高まり多層性を増した今日でこそ、社会保障の学問的研究にとって、一層の重みを持って受け取るべきものといえましょう。……

* * *

先生が上記に引用した文章を書かれてからさらに10年近く経過した今日、社会保障の問題は「福祉の見直し」の季節を過ぎて、さらに「福祉リストラ」の季節という、第三の新たな段階に突入している。高齢化および少子化が、予想を超えて急進展したこと、そしてまた、福祉が経済にとって無視できぬ「規模」と

「質」とに達したこと、この二つが、そうした段階移行への大きな契機となって作用した。

いまや福祉ニーズが国民のすべてに“普遍化”しただけではない。産業社会との“連動化”が強まり、「福祉機能の社会経済構造への内部化」が定着した。今日「福祉国家」は“体制変容”のもと、「産業国家」の批判者・修正者の地位を超えることを求められる。そして、市場と、組織と、組織間調整との、三者並立の社会経済調整メカニズム作動のなかで、福祉政策も、従来までの「補正型の機能」から「秩序維持型の機能」へと、発想の転換を要請されている。

こうした変貌のなかで、先生のいわれる「基本論としての受け止め」は、その重要度の再確認を求め、また、その発想究明の新たな視点と方法との開発を必要としている。わが社会保障研究所は、本年1995年1月11日をもって創立30周年を迎えた。その30年の長い道のりの歴史と、社会的に定着し根をおろした研究所活動の実績と蓄積をベースとして、研究所の今後に向けての組織的な展開はさらに一層続けられていく。このことは社会的にも、強く期待されているというべきである。

(みやざわ・けんいち 社会保障研究所長)